

市民活動団体（NPO）と行政との事業協力に関するガイドライン

平成22年2月18日
豊明市協働推進委員会

1. 趣 旨

複雑化し多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、市単独で対応することは困難になってきている。第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」が目指す、市民と行政が対等な立場で考え、それぞれの特性を活かしあいながらともに公共サービスを担っていく「新しい公共」を一層推進していくため、あいち協働ルールブック2004に基づき、市の施策に関する事業について、市民活動団体等と行政の事業協力する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

事業協力とは、市民活動団体等が行う非営利公益的な事業において、公の資金を用いなくても、行政と市民活動団体等が事業協力することによって効果的な事業展開ができる事業について、双方の役割分担を決め、お互いの資源を出し合いながら事業を行うことというものとする。

なお事業協力には、行政とNPOの一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で共同実施するものなど、役割分担や協力内容に応じた様々な形態が考えられるが、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在などを十分に協議し実施するものとする。

3 事業協力の対象となる事業

豊明市総合計画及びこれに基づく分野別計画の施策に合致すると認められる事業で、事業協力することにより事業の効果が期待でき、又は継続性が期待できるもので、以下の点を考慮し個別に判断するものとする。

（1）公益性・公共性

特定の団体及び個人の利益を目的として行われるものでなく、広く一般市民を対象とした事業であること。

市民の福祉の向上や公共の利益増進に効果が認められること。

市の総合計画及び分野別計画の施策と整合性がとれていること。

市民協働等の観点から、市の推進すべき事業であること。

営利事業又は営利的目的があるものでないこと。

参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利を目的としないものであること。

(2) 実現性

事業のねらい、規模、スケジュール、成果目標などが明確であること。
事業の実施主体が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されること。

(3) 協働性

市民と行政の適切な役割分担のもと協働により相乗効果が期待できる事業であるか

4 方法

所管課は、団体等から事業協力に関する協議の申出を受けたとき、又は実施する事業を団体等と事業協力して実施する方が単独で行うよりも有効と判断したときは、以下の点を当該団体等と協議の上、所管長の決裁を受けるものとする。

(1) 事業協力内容の決定

市民活動団体等と当該事業に関係ある課と十分に協議をし、協力内容を決定する。
なお、協力内容としては、以下のものが考えられる。

- ・ 広報掲載等による情報発信支援
- ・ 公共施設を利用して事業を実施する際の使用料減免
- ・ 行政が所有する物品や機材の貸し出し
- ・ 場所の提供
- ・ 職員の派遣 など

(2) 協定書の締結

行政内部の担当者の交代や、事業実施における双方の誤解から生じるトラブル等を防ぐため、あらかじめ事業目的、事業内容、役割分担、費用分担、責任分担、活動計画・活動報告、協定の有効期間について定めた協定書（参考例参照）を取り交わすこととする。

5 協定書の雛形

別添のとおり

に関する協定書(例)

(目的)

第1条 この協定は、NPO法人 (以下「甲」という)と豊明市(以下「乙」という)の間
で に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務分担)

第2条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

ア

イ

(2) 乙の業務分担

ア

イ

(経費負担)

第3条 甲及び乙は、第2条の業務分担に基づく経費を負担する。

(活動計画)

第4条 甲及び乙は、毎年度協議して年間の活動計画を作成する。

(事業報告)

第5条 甲及び乙は、毎年度末、協議して事業報告書を作成する。

(甲の責務)

第6条 甲は、.。

(乙の責務)

第7条 乙は、.。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、平成 年 月 日までとする。

(疑義の発生)

第9条 甲は、その活動に際し、疑義が生じたときは、乙と協議する。

(協定書)

第10条 甲と乙は、双方この協定書に署名、捺印の上、各1通ずつ保管する。

附則

(施行日)

この協定書は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

甲 豊明市
NPO法人
代表者

乙 豊明市新田町子持松1番地1
豊明市
代表者 豊明市長